

平成 29 年度 「学校の危機管理 トップセミナー」 開催要項

- 1 趣 旨 学校保健安全法第29条では「学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする」と定められている。滋賀県の学校園においては、「学校防災マニュアル」や不審者侵入時の「危機管理マニュアル」等を整備し、不測の事態に備え、避難訓練等に取り組んでいるところである。

平成28年3月公表の「学校事故対応に関する指針」（文部科学省）では、学校事故の未然防止や発生時の事後対応、保護者への説明、再発防止のための調査などについて明記された。また、平成29年1月通知の「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」（文部科学省）では、学校の第一義的である児童生徒等の安全確保と安否確認、学校教育活動の早期正常化に向けた取組とともに、発災後からの一定期間、早期の学校再開のために教職員による避難所運営への協力の必要性について、留意事項が提示された。

そこで、今年度は平成26年8月の広島土砂災害において避難所や災害復旧の中心となった広島市立梅林小学校校長 中西浩二氏からは「学校避難所の開設と運営、学校再開に向けた取組」について、学校における重大事故未然防止の普及でご活躍の、さいたま市政策アドバイザー 桐淵博氏からは、「学校管理下における学校事故の未然防止や再発防止」についてそれぞれ伺い、各学校・園における危機管理に関する知識を深める。

- 2 主 催 滋賀県教育委員会
- 3 日 時 平成29年4月27日（木） 13：30～16：40
- 4 会 場 栗東芸術文化会館さくら 大ホール
- 5 対象者 公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校長
各市町教育委員会学校安全担当者
参加を希望する公立幼稚園・認定こども園長

6 日 程

13:00	13:40	15:05	16:30
受付	開 会	説 明	講 演 ①
		休 憩	講 演 ②
			閉 会
13:30	13:50	15:15	16:40

- (1) 開会挨拶 滋賀県教育委員会 教育長
- (2) 説 明 「滋賀県の学校安全について」
滋賀県教育委員会事務局保健体育課 指導主事
- (3) 講 演 ① 「土砂災害時における児童の安否確認と避難所開設・運営、
そして学校再開へ」
講師：広島県広島市立梅林小学校 校長 中西浩二 氏
- (4) 講 演 ② 「学校管理下における幼児児童生徒の安全確保について」
講師：さいたま市政策アドバイザー 桐淵 博 氏
(元さいたま市教育委員会教育長)

7 参加者報告

(1) 市町教育委員会

参加する市町教育委員会担当者名と参加を希望する幼稚園・認定こども園名を、【別添様式】にて滋賀県教育委員会事務局保健体育課長あて、下記メールアドレスへ報告してください。管内各校の参加者報告は不要です。

報告先 滋賀県教育委員会事務局保健体育課長あて
E-mail:kitagawa-hideki@pref.shiga.lg.jp

(2) 県立学校

参加者報告は不要です。

8 その他 会場へは、公共交通機関をご利用ください。

栗東駅より徒歩5分です。

